

駿東伊豆消防組合公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地の余裕がある部分を貸し付ける方法により設置させる自動販売機の設置事業者の選定について、次のとおり一般競争入札を行うので、駿東伊豆消防組合財務規則（平成28年駿東伊豆消防組合規則第34号）第 112条の規定に基づき公告する。

令和 7 年10月 1 日

駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 頼 重 秀 一

1 競争入札に付する物件

(1) 入札の概要

駿東伊豆消防組合有施設に自動販売機を設置する事業者を募集する。

(2) 貸し付ける場所

物件 番号	貸付場所	設置 台数	貸付 面積	販売種目	設置場所
1-1	原分署	1 台	1.6 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	2 階
1-2	清水町消防署	1 台	1.32 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階
2-1	田方中消防署	1 台	1.28 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.1)
2-2	〃	1 台	1.28 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.2)
2-3	〃	1 台	1.28 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.3)
2-4	田方北消防署	1 台	1.6 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.1)
2-5	〃	1 台	1.6 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.2)
2-6	田方南消防署	1 台	1.1 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.1)
2-7	〃	1 台	1.6 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階 (No.2)
3-1	伊東消防署	1 台	1.16 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階
3-2	〃	1 台	1.16 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	3 階
3-3	東伊豆消防署	1 台	0.98 m ²	飲料（缶・ペットボトル・ビン等）	1 階

(3) 入札に付する事項

売上金額に対する最低貸付料率（10パーセント）以上の貸付料率

(4) 貸付期間

令和8年1月10日から令和11年1月9日まで

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は個人とする。

(1) 法人の場合は、静岡県東部地区に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は、静岡県東部地区に居住し又は店舗を設置し、業を営んでいること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 駿東伊豆消防組合暴力団排除条例（平成28年条例第11号。以下「条例」という。）に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者（以下総称して「反社会的勢力」という。）

イ 法人の代表者が反社会的勢力である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が反社会的勢力である者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。

(6) 市町民税を滞納していない者であること。

(7) 過去2年間において、飲料用自動販売機の設置実績又はこれに類する事業の実績を有していること。

3 入札参加申込の受付期間、受付場所等

本入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより入札参加に係る書類を駿東伊豆消防組合管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、受付期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

駿東伊豆消防本部 消防部企画課（〒410-0053 沼津市寿町2番10号）

(3) 提出書類

ア 組合有財産貸付け一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）

イ 自動販売機設置事業申告書

ウ 誓約書

エ 住民票（法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）又はその写し

オ エの書類で2(1)の確認ができない場合はそれを証明する書類の写し（支店・営業所等の一覧表等）

カ 入札参加申込書押印の印鑑証明書又はその写し

キ 令和7年度分個人市町民税（法人の場合にあつては、実際に取引を行う支店・営業所等の所在地の申込み時点において終了している直近の事業年度分法人市町民税）の納税証明書又はその写し

ク 設置を希望する自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）

ケ 委任状兼使用印鑑届（入札及び契約等の一切の執行に関して、入札参加申込人以外に権限を委任する場合のみ）

(4) 提出方法

入札参加申込書等提出書類は、持参又は郵送により提出すること（電送による受付は行わない。）。

なお、郵送による提出の場合は、郵便書留にて(1)の受付期間内に(2)の受付場所に到着しなければならない。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加申込書等提出書類の審査結果は、令和7年10月22日（水）までに通知する。

(6) その他

- ア 各証明書は入札参加申込日から3か月以内に発行されたものとする。
- イ 入札参加申込書等提出書類の作成及び申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- ウ 組合は、入札参加申込書等提出書類を入札参加資格の確認以外に使用しない。
- エ 入札参加申込書等提出書類は、返却しない。

4 募集案内及び様式の配布場所

駿東伊豆消防組合有施設への自動販売機の設置に関する募集要領（以下「募集要領」という。）、入札心得書及び各種指定様式については、駿東伊豆消防組合のホームページにおいて配布する。

5 入札手続等

この入札は、入札期間内に持参により入札書を提出するものとする。

(1) 入札期間

令和7年10月27日（月）から令和7年10月31日（金）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

駿東伊豆消防本部 消防部企画課（沼津市寿町2番10号 沼津北消防署3階）

(3) 入札方法

- ア 電送及び郵送による入札は認めない。
- イ 入札期間後の入札書の提出は認めない。
- ウ 入札時に、3(5)に示す入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提示し、担当者の確認を受けること。
- エ 入札は指定の入札書様式を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、提出すること。
- オ 入札書の提出後、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- カ 入札の提出に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札の無効

一般競争入札への参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 開札日時及び場所

入札者は開札に立ち会うことができる。ただし代理人が立ち会う場合は委任状を必要とする。なお、立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(1) 開札日時

令和7年11月4日（火）午後1時30分～

(2) 開札場所

駿東伊豆消防本部 3階研修室

(3) 開札結果は、入札参加者に発表する。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定する最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率で入札を行った者を落札者とする。ただし、最高の貸付料率の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、落札の決定通知を受けた日から起算して、5日以内に入札心得書及び募集要領に定める契約を締結しなければならない。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 その他

(1) 売上金額に対する貸付料率は、月ごとの売上金額に対して貸付料率を乗じて得た金額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）と光熱水費を併せて当該売り上げの翌月の組合が指定する期日までに組合が発行する納入通知書で納入すること。

(2) 光熱水費等については、自動販売機の設置者が負担するものとする。

(3) 入札参加者は、入札心得書及び募集要領を熟読し、遵守すること。